

犯罪被害者の遺児などに愛の手を

寄付のお願い

当基金は、犯罪被害者の遺児などに幼稚園(3歳以上の保育園児を含む)入園時から大学(大学院を含む)卒業時まで奨学金等を給与する事業を行っております。より多くの遺児などに奨学金等を給与することが出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

寄付金応募の方法

○ 振り込んでいただく場合

銀行名 ゆうちょ銀行

口座番号 00120-4-37666

※ 他の銀行から振り込まれる場合

〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0037666

口座名義 公益財団法人犯罪被害救援基金

※ ゆうちょ銀行から振り込んでいただく場合、当基金へご連絡いただきましたら振込手数料のご負担をいたさない専用の振込用紙を郵送いたします。



「ふれあいの箱」

○ 「ふれあいの箱」(募金箱)に寄付していただく場合

各警察施設などの窓口に置いてある「ふれあいの箱」にお願いします。

○ 郵便にてご寄付いただく場合は直接当基金へ郵送ください。



「ふれあいの箱」

寄附金は課税優遇措置の対象です

当基金は、公益財団法人として内閣総理大臣から認定を受けており、当基金に対する寄附金については税制上の優遇措置が受けられます

○ 個人が支出する寄附金は下記のいずれかの制度が適用されます。

所得控除：寄附金額(所得金額の40%を限度)-2,000円 を所得金額から控除

税額控除：{寄附金額(所得金額の40%を限度)-2,000円}

×40%(所得税額の25%を限度)を所得金額から控除